

# 人権尊重への取組み

住友生命では、多様な人権課題に対する理解浸透を図るために「人権に関する啓発・教育等」を推進するとともに、「住友生命グループ行動規範」ならびに「住友生命グループ人権方針」の定めに基づき、「SDGs達成への貢献」に対応する重要な取組みのひとつである「人権への取組み」を通じて、企業として求められる人権尊重の責任を果たしてまいります。

## 住友生命グループ人権方針

サステナビリティ経営を一層推進し、「SDGs達成への貢献」を果たしていく観点から、国内外で社会的に求められる「ビジネスと人権」の視点も踏まえ、2021年11月に「住友生命グループ人権方針」を制定し、人権を尊重する取組みをさらに推進しています。

### 住友生命グループ人権方針

住友生命保険相互会社(以下、「当社」といいます。))は企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「サステナビリティ経営方針」および「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としています。また、経営方針を役職員が行動レベルで実践するための「住友生命グループ行動規範」を制定しています。当社および子会社は、これらの経営方針等および「住友生命グループ人権方針」に則り、普遍的な使命であるサステナビリティの推進に取り組むとともに、すべての事業活動に関わるステークホルダーの人権を尊重するための取組みを通じて、健康で心豊かな社会づくりの実現に貢献してまいります。

#### 1. 国際規範の尊重

当社および子会社は、「国際人権章典」「国連グローバルコンパクト」「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」および国連「ビジネスと人権に関する指導原則」など、人権に関する国際規範を尊重します。

当社および子会社は、事業活動を行う地域で適用される法令等を遵守するとともに、人権に関する国際規範と相反する場合は、その地域の法令等を遵守しつつ、人権に関する国際規範を尊重するための方法を追求してまいります。

#### 2. 方針の適用範囲

本方針は、当社および子会社のすべての役職員に適用されます。また、本方針に則り、投融資先企業やビジネスパートナーに対しても人権を尊重するよう対処してまいります。

#### 3. 事業活動における人権尊重の取組み

当社および子会社は、バリューチェーンを含めた事業活動のすべてのプロセスにおいて関わるステークホルダーの人権を尊重します。あらゆる事業活動において、人種、民族、国籍、性別、性的指向、性自認、年齢、出身、社会的身分、信条、宗教、障がいの有無、身体的特徴などを理由にした差別や人権侵害を行いません。

多様化する人権問題に対し、差別や偏見のない真に人権が尊重される社会の実現のため、役職員一人ひとりが自らの問題ととらえ、豊かな人権感覚を持って行動に結びつける人権尊重の企業風土の醸成を推進します。

#### 4. 人権デュー・ディリジェンス

当社および子会社は、事業活動において起こりうる顕在化したまたは潜在的な人権に対する負の影響を継続的に検証し、未然防止または軽減に努めます。

#### 5. 救済・是正

当社および子会社は、事業活動において人権に対する負の影響を引き起こした場合、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済や是正を行い、再発防止に取り組めます。

#### 6. 教育・啓発

当社および子会社は、本方針が事業活動の中で効果的に実施されるために、すべての役職員に対して適切な教育、幅広い人権啓発に取り組めます。

#### 7. ステークホルダーとの対話

当社および子会社は、人権課題に対する対応について、ステークホルダーとの対話や協議に努めます。

#### 8. 情報開示

本方針に基づく人権尊重の取組みについては、当社ホームページ等を通じて開示します。

## 推進体制

住友生命は、本社をはじめとするすべての所属(部・支社・事業部)に人権啓発委員会を設置し、「住友生命グループ人権方針」に基づく人権尊重への取組みや全社の教育啓発運営計画に基づく取組状況等の確認を行うとともに各所属における人権啓発の推進を行なっています。

## 「My じんけん宣言」

企業、団体、個人が人権を尊重する行動をとることを宣言する法務省プロジェクトの「My じんけん宣言」に賛同し、当社の「My じんけん宣言」を公表しました。

### 宣言内容

『多様な人財が互いを尊重しながら自分らしく活躍でき、いきいきと働き続けることができる会社づくりに取り組みます。

差別や偏見のない、真に人権が尊重される社会実現のため、豊かな人権感覚を持って行動に結びつける人権尊重の企業風土の醸成を推進します。』

## 人権教育・啓発

入社時研修、人権啓発リーダー育成研修、管理職研修等対象層に応じた、きめ細かな人権啓発・研修を行うとともに、全職員を対象とした人権定例研修、毎月の「人権を考える日」運営、「人権啓発標語」への応募奨励など一人ひとりの人権意識高揚につながる取組みを推進しています。

研修テーマとして、「同和問題」「障がい者の人権」「外国人の人権」をはじめとして「ハラスメントの未然防止」「LGBTへの理解促進」「メンタルヘルスについて」等、多様化する人権課題への対応に取り組んでいます。



人権啓発リーダー育成研修(2019年)の様子

※2020~22年はオンライン研修等を活用し同レベルの研修等を継続して実施